

○宮崎大学農学部FD委員会規程

〔平成19年5月15日  
制 定〕

改正 平成20年9月16日 平成22年3月8日  
平成30年7月17日 令和3年3月7日

(趣旨)

第1条 宮崎大学農学部、学部等のファカルティ・ディベロップメント(教育の内容及び方法の改善をいう。以下「FD」という。)を図るため、宮崎大学農学部FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 農学部(以下「本学部」という。)のFD関連の活動の企画、支援、推進に関する事項
  - (2) 学生による就学時の授業評価に基づく改善に関する事項
  - (3) 卒業生及び就職先による教育の評価に基づく改善に関する事項
  - (4) 補習授業、補充授業等の改善に関する事項
  - (5) 組織の自己点検評価に関する事項
  - (6) その他、FDに関し、宮崎大学FD専門委員会ならびに農学部教務委員会及び農学部研究科教務委員会から付託された事項
- 2 委員会は、前項第1号から第3号の事項について、必要に応じて本学部と大学院農学研究科等を合わせてその対象として実施する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長(教務担当)
- (2) 改善委員会委員から1人
- (3) 各学科から選出された教員各1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年3月7日から施行する。